

## お手続きについての Q&A

### 【手続きについて】

- Q. 期限の 10 月 15 日を経過して提出した場合、児童手当の支給額は減るのか。
- A. 令和 7 年 3 月 31 日までにご提出いただければ、遡って認定するため不足なく支給します。ただし、初回払いの 12 月以降に遅れて支給することになりますのでご注意ください。
- 3 月 31 日を経過した場合、不足分が発生しますのでお早めに手続きをお願いします。

- Q. 手続きをしなくてもよい者とは、つまりどのような状態の者か。
- A. 現在児童手当を受給している方で、大学生年代や高校生年代を養育していない方は手続き不要です。フローチャートをご確認ください。

### 【添付書類について】

- Q. 健康保険証や通帳、キャッシュカードの写しはどのようなものを用意すればいいのか。
- A. 健康保険証一名前などの記載がある表面  
通帳一開いて 1 ページ目の名義人名や口座番号などの記載があるページ  
キャッシュカード一名義人名や口座番号の記載がある面。ネット銀行の場合は両面。  
全て記載内容がはっきり印字されていれば、白黒印刷で大丈夫です。

### 【公務員の方】

- Q. 現在の受給者は公務員であるが、手続きはどこで行うのか。
- A. 勤務先（所属庁）をお願いします。

### 【現在児童手当を受給している方】

- Q. 0 歳から中学生までのあわせて 3 人の子を養育している。フローチャートで手続き不要とあったが、第 3 子分は自動で 30,000 円に増額されるのか。
- A. お見込みのとおりです。
- Q. 今年高校 1 年生の長男と中学生の次男を養育している。長男が中学を卒業するまでは長男分の児童手当も塩竈市で受給していたが、手続きは必要か。
- A. 過去に本市で児童手当の対象となっていれば、既に長男様の情報は登録されているため、

手続き不要です。

もし塩竈市で受給していなかった場合、①の手続きが必要です。

Q. 大学生、高校生、中学生の3人を養育している。どのような手続きが必要か。

なお、大学生は別居しているが学費や生活費を仕送りしている。

A. ②のお手続きが必要です。

Q. 大学生年代と中学生以下のあわせて2人の子を養育している場合、手続きは必要か。

A. 手続き不要です。

#### 【現在児童手当を受給していない方】

Q. 子どもは高校生1人だけである。どのような手続きが必要か。

A. ④のお手続きが必要です。

Q. 高校生年代の子が1人と大学生年代の子2人を養育している。どのような手続きが必要か。

A. ③のお手続きが必要です。

Q. 下記のような場合、誰がどのような手続きをすればいいのか。

父、母、長女(20歳)、長女の夫、次女(高校3年生)、三女(高校1年生)、長女の子が同住所に住んでいる。

父母は長女について、家賃や生活費などを一部負担している。なお、長女の子の児童手当は長女が受給している。

A. 父と母のうち、所得が高い方は③の手続きが必要です。

長女は手続き不要です。

#### 【大学生年代の子について・養育とは】

Q. 大学生年代の子は同居しているが、就職している。生活費等は学生時代と同様に保護者が負担しているが、算定児童の対象になるか。

A. 対象になります。生活費を負担している実績があれば養育していると見なします。

Q. 大学生年代の子が就職し、別居している。仕送りなどはしておらず、完全に自立してい

るが、算定児童の対象になるか。

A. 対象になりません。ただし、保護者が家賃を負担している、生活費を仕送りしている、など経済的な負担をしている場合は、養育していると見なし、対象になります。

Q. 大学生年代までを算定児童の対象にするとあるが、浪人して24歳で大学生である子がいる場合、対象になるのか。

A. 対象になりません。大学生年代とは18歳年度末から22歳年度末までのことを指します。今年度の場合、H14.4.2～H18.4.1生まれの方を指します。

#### 【施設児童について】

Q. 里親であるが、手続きは必要か。

A. 現在、里子分の児童手当を受給している場合は手続き不要です。里子が高校生になり、受給していない場合等は手続きが必要です。

Q. 施設設置者であるが、手続きは必要か。

A. 必要です。ホームページに掲載している様式とは別の様式が必要になるため、ご連絡ください。